



2022年4月28日

各 位

会社名 平和不動産株式会社
代表者 代表取締役社長 土本清幸
(コード8803 東証プライム・名証プレミア・福岡・札幌)
問合せ先 代表取締役専務執行役員 岩崎範郎
(TEL 03-3666-0182)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定等のお知らせ

当社は、2022年3月31日付「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」および本日付「定款一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2022年6月24日開催予定の第102回定時株主総会での承認可決を前提として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行することを予定しております。これに伴い、本日開催の取締役会において、当社が指名委員会等設置会社に移行すること、および移行後の報酬委員会において決議がなされることを条件として、2019年より導入しております当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。）および執行役員（国内非居住者を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を一部改定のうえ継続し、本信託に追加拠出を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

(1) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。）および執行役員（国内非居住者を除きます。）から当社の執行役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員および国内非居住者を除きます。）に変更し、さらに主要子会社の取締役および執行役員（当社からの出向者を除きます。）も対象といたします。

(2) 更新後の対象期間

2023年3月期から2025年3月期までの3事業年度といたします。

(3) 当社が拠出する信託金の上限

更新後の対象期間に対応する本制度に基づく対象者への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、3億円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

(4) 信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

信託による当社株式の取得は、上記（3）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場を通じて行う予定です。なお、対象期間については、本制度の更新後遅滞なく、75,000株を上限として取得するものといたします。

(5) 追加拠出

本制度の更新に伴い、2022年8月を目途に2億800万円（予定）を追加拠出いたします。

※なお、信託期間、対象者へ給付されるポイントおよび当社株式数の算定方法、対象者に対する当社株式等の給付時期、信託内の当社株式の議決権行使、信託内の当社株式の配当の取扱い、信託終了時の取扱いに実質的な変更はありません。

導入時の本制度の概要については、2019年4月25日付「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本信託の概要および本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| ② 委託者 | : 当社 |
| ③ 受託者 | : 株式会社りそな銀行（再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行） |
| ④ 受益者 | : 当社の執行役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（監査委員会の事務局を管掌する特任執行役員および国内非居住者を除きます。）ならびに主要子会社の取締役および執行役員（当社からの出向者を除きます。）のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤ 信託管理人 | : 当社および主要子会社と利害関係を有しない第三者 |
| ⑥ 本信託契約の締結日 | : 2019年8月1日（2022年8月に変更予定） |
| ⑦ 信託の期間 | : 2019年8月1日から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。） |
| ⑧ 取得する株式の種類 | : 当社普通株式 |
| ⑨ 株式の取得資金として信託する金額の上限 | : 3億円 |
| ⑩ 取得する株式数の上限 | : 75,000株 |
| ⑪ 金銭を追加拠出する日 | : 2022年8月1日（予定） |
| ⑫ 追加拠出額 | : 2億800万円（予定） |
| ⑬ 追加取得する株式数 | : 52,000株（予定） |
| ⑭ 株式の追加取得方法 | : 株式市場より取得（予定） |
| ⑮ 株式の追加取得日 | : 2022年8月1日（予定）から2022年10月31日（予定）まで |

以上